

消防消第255号
昭和63年11月29日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁消防課長

労働安全衛生法等の一部改正に伴う安全衛生管理体制の整備について(通知)

今般、労働安全衛生法の一部を改正する法律(昭和63年5月17日法律第37号。以下、「改正法」という。)及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(昭和63年9月1日労働省令第24号。以下、「改正省令」という。)がそれぞれ公布された。

「改正法」及び「改正省令」については、自治省行政局公務員部公務員第2課長通知(昭和63年6月3日付け自治公2第52号「労働安全衛生法の一部改正について」(別添1参照)及び昭和63年9月30日付け自治公2第81号「改正労働安全衛生法施行通達及び改正労働安全衛生規則等施行通達について」(別添2参照)の通知のほか、下記事項に留意のうえ、貴管下消防本部に対し、労働安全衛生法等の一部改正に伴う安全衛生管理体制の整備について御指導をお願いする。

記

第1 労働安全衛生法等の改正に係る留意事項について

1 衛生推進者の設置

① 設置

従来、常時50人以上の事業場については衛生管理者の設置が義務づけられていたが今回の改正により、新たに常時10人以上50人未満の事業場についても、事業場ごとに一定の資格を有する「衛生推進者」を選任し、労働安全衛生法第10条第1項各号のうち衛生に係る業務を担当させなければならないこととされたこと(改正法第12条の2)

② 資格要件

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含む。)を卒業した者(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による職業訓練大学校における長期課程(職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年法律第56号)による改正前の職業訓練法による長期指導員訓練課程を含む。)の指導員訓練を修了した者を含む。))で、その後1年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)を卒業した者で、その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの

ハ 5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者

ニ 労働省労働基準局長が定める講習を修了した者

ホ 労働省労働基準局長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者(改正省令第12条の3、安全衛生推進者等の選任に関する基準(昭和63年9月5日労働省告示第80号))

なお、「衛生の実務に従事した経験」とは、必ずしも衛生管理員等の職場内の衛生関係の部署における衛生業務に限定するものではなく、消防本部、消防署、出張所等において管理又は監督的立場にあるものが、業務の遂行に伴い、職員の健康状態の確認等、衛生上の配慮を行うこと、健康診断、衛生教育等の衛生に係る事務を行うこと等も含まれるものであること。

③ 業務

イ 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。

ロ 職員の衛生のための教育の実施に関すること。

ハ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

④ 選任手続等

衛生推進者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に、その業務を担当するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、労働衛生コンサルタント等を選任する場合を除き、その事業場に専属の者を選任しなければならないこととされたこと。また、衛生推進者の氏名は関係職員に周知させな

なければならないこととされたこと。(改正省令第12条の3、第12条の4)

2 衛生委員会の審議事項等

衛生委員会の審議事項に、職員の健康の保持増進に関すること及びこのために必要な措置の実施計画の作成に関することを加えるとともに、産業医を衛生委員会の構成員とすることとされたこと。(改正法第18条、第19条第2項、第3項、改正省令第22条)

3 衛生管理者等への教育の機会の付与

労働大臣の公表する指針に基づき、地方公共団体は、衛生管理者、衛生推進者等に衛生の業務能力向上のための教育、講習等を行い、これらを受ける機会を与えるよう努めなければならないとされたこと。(改正法第19条の2)

4 安全衛生教育

労働大臣の公表する指針に基づき、地方公共団体は危険又は有害な業務に現に就いている職員に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うよう努めなければならないとされたこと。(改正法第60条の2)

5 作業の管理

職員の健康に配慮して、職員の従事する作業を適切に管理するよう努めなければならないとされたこと。(改正法第65条の3)

6 健康教育等

地方公共団体は、職員に対する健康教育等職員の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならないと、職員自身もこれらの措置を利用して健康の保持増進に努めるものとされたこと。(改正法第69条)

7 衛生管理者免許の分類

都道府県労働基準局長の衛生管理者免許を、第一種衛生管理者免許と第二種衛生管理者免許に分け、消防については、第一種衛生管理者免許のほか第二種衛生管理者免許を有する者を衛生管理者に選任できるものとされたこと。(改正省令第7条)

8 産業医の職務

産業医の職務として、健康診断の結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること、健康教育、健康相談等に関すること等が規定されたこと。(改正省令第14条)

9 施行日

1については、昭和64年4月1日から、その他については昭和63年10月1日から施行されるものであること。なお、今回の改正によって新たに衛生推進者の設置義務が課せられた消防本部、消防署、出張所等にあつては、早急に設置準備を推進し、改正法等の施行に万全を期せられたいこと。

第2 消防衛生管理規程(案)の改正について

消防における衛生管理体制の整備については、昭和58年3月12日付け消防消第36号消防庁消防課長通知「衛生管理体制の整備について」により通知しているところであるが、今回の労働安全衛生法等の改正に伴い、消防衛生管理規程(案)を別添のとおり改正することとした。

1 改正内容

(別添3 新旧対照表のとおり)

2 一般的留意事項

改正法上、衛生推進者の設置を義務づけられているのは、10人以上50人未満の事業所であり、これに関する規定(第8条の2、第9条、第9条の2、第10条の2、第12条、第34条及び第41条)のうち衛生推進者に係る部分は従来衛生管理者の設置を義務づけられていた50人以上の事業場には適用がないので、これらの規定の成文化に当たっては、この点を留意する必要がある。

なお、10人未満の事業場においても衛生管理の担当者等を配置する等、実態に即した衛生管理体制

制の整備が望まれるものである。

3 個別的留意事項

(1) 第1条関係

職員の健康管理については、その積極的な向上、増進が図られるよう配慮する必要がある。

(2) 第8条の2関係

衛生推進者は、衛生管理者と同様「消防本部」における衛生管理業務の推進者であり、労働安全衛生法上、一定の資格要件が求められているので、人事異動等により欠損が生じないよう計画的に育成することが望まれる。

(3) 第9条の2関係

衛生管理者等の職務の重要性に鑑み、所属長は努めてそれらの者の能力の向上のための教育の機会を設けることが望まれる。

(4) 第10条関係

産業医は、その医学的専門的立場から、広く職員の衛生健康管理全般を担当するものである。

(5) 第10条の2関係

衛生推進者の選任についての関係職員に対する周知方法は、職員の見やすい場所に掲示する方法のほか、職場における回覧、文書による通知等、職員が選任された者の氏名を知りうる方法であれば差し支えないものである。

(6) 第17条関係

衛生委員会における「衛生に関し経験を有する職員で所属長が指名した者」については、衛生管理に密接な関係を有する職を充て職として予め指定したり、各職場単位毎に推薦するなど、職場の実態に応じて広く職員の意見を反映、集約することのできる者を選任することが望まれる。

(7) 第34条関係

衛生推進者が直ちに講じる措置とは、それぞれ「消防本部」において認められた権限の範囲内で講じるものを意味しており、例えば所属長への改善の申し出等もこれに含まれるものである。

第3 消防安全管理規程(案)の改正について

消防における安全管理体制の整備については、昭和58年7月26日付け消防消第90号消防庁消防課長通知「安全管理体制の整備について」により通知しているところであるが、今回の労働安全衛生法等の改正に伴い、消防安全管理規程(案)の一部を別添のとおり改正することとした。

1 改正内容

(別添4 新旧対照表のとおり)

2 一般的留意事項

消防安全管理規程は、従来通り消防本部の規模にかかわらず、全ての消防本部において整備すべきものである。

3 個別的留意事項

(1) 第9条の2関係

安全責任者等の職務の重要性に鑑み、所属長は努めてそれらの者の能力の向上のための教育の機会を設けることが望まれる。

(2) 第17条関係

安全関係者会議における「その他職員のうちから消防長が指名した者」については、安全管理に密接な関係を有する職を充て職として予め指定したり、各職場単位毎に推薦するなど、職場の実態に応じて

広く職員の意見を反映、集約することのできる者を選任することが望まれる。

(別添1)

自治公2第52号
昭和63年6月3日

各都道府県総務部(局)長(地方課、区政課扱い) 殿

自治省行政局公務員部公務員第2課長

労働安全衛生法の一部改正について(通知)

標記のことについて、労働安全衛生法の一部を改正する法律(昭和63年法律第37号)が、本年5月17日
公布されたので、別添資料を送付する。

本法の施行により、地方公共団体においては、左記1の措置が必要となるので下記2の施行日に留意の
うえ、遺漏なきを期されたい。

また、本法の趣旨を踏まえ、さらには左記3にも留意して安全衛生管理体制の整備等安全衛生管理の
一層の充実を図られたい。

なお、本法に基づく省令等については、今後明らかになり次第送付することとしているので、念のため申
し添える。

おって、貴管下市区町村に対しても、この旨通知願いたい。

記

1 新たに必要になる措置

(1) 安全管理者の選任を要する事業場及び衛生管理者の選任を要する事業場以外の一定の規模(10
人以上50人未満になる見込み)の事業場ごとに、安全衛生推進者等を選任し、労働安全衛生法第10条第
1項各号の業務を担当させなければならないこと。(第12条の2、第10条第1項)

(2) 衛生委員会等の審議事項に、労働者の健康の保持増進に関することを加え、産業医を衛生委員
会等の構成員とするものとする。(第18条、第19条第2項、第3項)

(3) 労働大臣の公表する指針に基づき、地方公共団体は、安全管理者等に安全衛生の業務能力向
上のための教育、講習等を行い、これらを受ける機会を与えるよう努めなければならないこと。(第19条の
2)

(4) 労働大臣の公表する指針に基づき、地方公共団体は、危険又は有害な業務に現に就いている職
員に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うよう努めなければならないこと。
(第60条の2)

(5) 労働大臣の公表する指針に基づき、地方公共団体は、作業環境測定の評価を行い、施設の設置
又は健康診断の実施等職員の健康保持のため必要とされる措置を講じなければならないこと。(第65条
の2)

(6) 職員の健康に配慮して、職員の従事する作業を適切に管理するよう努めなければならないこと。
(第65条の3)

(7) 地方公共団体は、職員に対する健康教育等職員の健康の保持増進を図るため必要な措置を継
続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならないが、職員自身もこれらの措置を利用して健康の保持増進
に努めるものとする。(第69条)

2 施行日

1(1)の措置については、昭和64年4月1日から、その他については昭和63年10月1日から施行されるものであること。

3 労働基準監督機関の職権について

労働安全衛生法等に係る労働基準監督機関の職権は、従来から地方公務員法第58条第4項により、労働基準法第8条第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業に従事する職員の場合を除き、人事委員会、人事委員会を置かない地方公共団体にあつては地方公共団体の長が行うこととされている。したがって、使用者としての地方公共団体の長が法を遵守するのはもとより、人事委員会は労働基準監督機関としての職権を十分果たすとともに、人事委員会を置ない団体にあつては、その長が使用者であると同時に監督機関でもあるのでその点十分認識する必要があること。

別添2～4 略